

政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案の概要

1 趣旨

政治主導の確立のためには国の行政機構の在り方を抜本的に改革することが極めて重要であることに鑑み、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣が国政運営上の指導性を十分に発揮できるようにするとともに、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるようにするため、政府が講ずべき措置について定める。

2 国家戦略局

政府は、次に定めるところにより、内閣に国家戦略局を置くものとし、この法律の施行後3月以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 国家戦略局は、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策に関し、次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

① 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、租税に関する政策の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する事項

② ①のほか、内閣総理大臣が指定する内閣の重要政策

(2) 国家戦略局に国家戦略局長を置き、国务大臣をもって充てる。

(3) 国家戦略局に、国家戦略局員を置く。

・ 国家戦略局員の定数は、政令で定める。

・ 国家戦略局員は、特別職の国家公務員とし、国会議員が兼職できる。

(4) 経済財政政策担当大臣は、国家戦略局長の設置に伴い、置かないものとする。

3 国家戦略会議

政府は、次に定めるところにより、内閣に国家戦略会議を置くものとし、この法律の施行後3月以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(1) 国家戦略会議は、国家として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の内閣の重要政策に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

① 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、租税に関する政策の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する事項

② ①のほか、内閣の重要政策

(2) 国家戦略会議は、議長（内閣総理大臣）及び議員（内閣官房長官、国家戦略局長、関係大臣、有識者等）10人以内をもって組織する。

(3) 経済財政諮問会議は、国家戦略会議の設置に伴い、廃止する。

4 内閣予算局

政府は、内閣に内閣予算局を置き、財務省が担っている国の予算の作成に関する事務等を内閣予算局に移管するものとし、この法律の施行後1年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

5 各大臣による機動的な行政事務の分担管理のための措置

政府は、各大臣に機動的に行政事務を分担管理させることができるようにするため、国の行政機関の在り方について、内閣府及び各省の設置を定める法律の廃止を含めた検討を行い、この法律の施行後1年以内に、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

※ 施行期日：公布の日